

固定資産税(償却資産)の申告をお願いします

償却資産とは?

土地や建物以外で、会社や個人が事業用に所有している資産(広告塔などの構築物や、機械、器具、備品など)のことをいいます。毎年1月1日現在に吉野町内に所有する償却資産が課税対象となり、法律で申告が義務付けられています。

■申告方法

前年度に申告のあった方等へは12月中に案内を送付します。新しく事業を始めた方など案内が届かない方は、役場町民税務課まで申し出てください。

法人の場合は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を参考に申告してください。

■申告期限 1月31日(月)

償却資産の所有者は、法律により申告の義務があります。虚偽の申告や、正当な理由がなく申告されない場合は過料が科せられます。必ず期限までに申告してください。

☎町民税務課 NTT…(32)3081 IP直通…(39)9062

業種	申告対象となる主な償却資産の例示
共通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、外構、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、応接セット、キャビネット、パソコン、コピー機、テレビ、レジスター、エアコン、LAN設備、自動販売機等
小売店	商品陳列ケース、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具、厨房設備、カラオケセット、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機等
理・美容院	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、サインポール、テレビ等
建設業	ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ盤等
ホテル旅館	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫等
太陽光発電設備	太陽光パネル、架台、接続ユニット等

※リース資産については原則、リース会社が申告義務を負います。
※自動車税・軽自動車税(種別割)の対象となる車両は対象から除かれます。

平日お仕事等でお忙しい方へ 休日相談窓口の開設 **12月12日(日) 9時~16時**

税金についての相談

いろいろな事情で納期限までに納めることができない場合には、そのままにしておかないで、早めに印鑑と納税通知書などを持ってお越しください。

相談は電話でもお受けします(相談の内容によってはご来庁をお願いする場合があります)。お気軽にご相談ください。

令和3年度の町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税の納付期限は既に経過しています。納付忘れがないか今一度ご確認ください。



国民健康保険についての相談

上記日程で、国民健康保険についての相談窓口を開設します。また電話での相談もお受けします。

国民健康保険税 第6期納期限

1月4日(火)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付してください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

車いす移動車身体障害者輸送車等 軽自動車税(種別割)の減免について

各種福祉車両に対する減免

減免の対象となるのは、身体に障がいのある方のために特別な仕様により製造もしくは改造された軽自動車です。車検査証の「車体の形状」欄に次の記載があることをご確認ください。

- ・車いす移動車
- ・身体障害者輸送車等

◆減免の申請に必要な書類

- ・軽自動車税(種別割)免除申請書、車検査証
- ・所有者の印鑑、改造された事が確認できる写真

◆社会福祉事業者に対する減免について

社会福祉事業を行う事業者が直接その本来の事業を行うために使用する軽自動車等は軽自動車税(種別割)が全額減免されます。リース車両については、社会福祉事業のために使用していても「リース会社がリース事業を行うための車両」とみなされるため、減免の対象にはなりません。



各減免の申請期間

軽自動車税(種別割)の減免を受けるためには、軽自動車税(種別割)納期限の7日前までに申請書類を提出してください。

※令和元年10月1日より、「軽自動車税」は「軽自動車税(種別割)」に名称変更されています。

障がいがある方のために使用する場合の減免

減免の対象となるのは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(障がいの等級など一定の要件があります。)です。減免の対象となる自動車は、障がい者の方が所有する自動車(下記参照)です。

- ①障がい者の方が自ら運転する自動車
 - ②障がい者の方と生計を一にする方が運転し専ら障がい者の方のために継続的に使用される自動車
 - ③障がい者の方を常時介護する方が運転し、専ら障がい者の方のために継続的に使用される自動車(障がい者の方のみの世帯(单身含む)の場合に限る。)
- ・減免できる自動車は、障がい者の方1人について1台(普通車を含む。)です。

◆減免の申請に必要な書類

- ・軽自動車税(種別割)免除申請書
- ・車検査証
- ・所有者の印鑑
- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・マイナンバーカードまたは、マイナンバー(個人番号)の通知カード

☎町民税務課

NTT…TEL(32)3081 IP直通…TEL(39)9062

町職員をかたった還付金詐欺にご注意ください

最近、町役場の職員の名を名乗り「保険税・保険料の還付金があるのでATMまで行ってほしい」「通知を郵送しているが届いていますか」などといった不審な電話が急増しています。

町職員がこのような電話をかけて、ATMまで誘導するようなことは絶対にありません。ATMでお金が返ってくることは絶対にありませんので、十分ご注意ください。

不審な電話があれば迷わず110番、または最寄りの警察署・駐在所、吉野町役場へご連絡・ご相談をしてください。

☎町民税務課

NTT…TEL(32)3081

IP直通…TEL(39)9063

FAX(32)8855

